

人材紹介に関する基本契約書

●●●●(以下「甲」という。)とStaneer株式会社(以下「乙」という。)は、乙が提供する人材紹介サービスに関し、以下のとおり基本契約(以下「本契約」という。)を締結した。

第1条 (目的)

甲は乙に、甲の求める人材の紹介を依頼し、乙はこれを受託する。

第2条 (応募者紹介)

1. 乙は甲に対し、甲からの紹介依頼に基づき、甲の求人に応募する意思のある求職者(以下「応募者」という。)の紹介に関する業務(以下「本業務」という。)を行うものとする。
2. 甲は、乙に対し前項の紹介依頼にあたり、労働条件を文書で明示し、乙はこれを応募者に明示して、本業務を行うものとする。
3. 乙は当該紹介依頼に基づく甲に対する応募者の紹介を乙の指定する履歴書および経歴書等(以下「応募書類等」という。)を以って行うものとする。なお、乙は、本業務において乙が甲に提供する当該応募者の応募書類等に記載された個人情報、経歴及びその他の情報(以下総称して「応募者情報」という。)の正確性・有効性等について、甲に対しいかなる保証も行わないものとする。
4. 乙による甲に対する応募書類等の提出後、甲が当該応募者の紹介を希望する場合は、甲は乙に対し、当該応募者との面接希望日を連絡するものとする。なお、当該応募者の採否の決定を行った場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。また、乙が紹介した候補者について、1年以内にいずれかの求人に対して既に他の手段により応募があった場合には、甲は遅滞なく1週間以内に乙にその旨通知することとする。
5. 乙は甲に対し、甲の面接希望に対する当該応募者の面接受諾の連絡、又は当該応募者が応募辞退に至った場合にはその旨を速やかに連絡するものとする。
6. 本条第4項及び第5項以外の場合においても、甲及び乙は、相互に協力し、応募者の対応を行うものとする。
7. 甲が応募者を採用し、当該応募者が甲に入社した日(雇用契約締結日)又は現実に稼働を開始した日のいずれか早い日を「入社日」とする。
8. 甲が、乙が紹介した応募者を採用しなかった場合、甲は、乙から預かった応募書類等を速やかに乙に返還又は甲の責任において破棄するものとする。
9. 甲が乙の承諾なく、乙が甲に紹介した応募者と直接接触し、採用を決定して、甲又は甲の関連会社等に入社せしめた場合、本契約第4条に定める対価の2倍に相当する金額を乙に支払うこととする。なお、甲が当該理論年収を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」により算出した金額を理論年収の額とする。

第3条 (契約の有効期限)

この契約書の有効期間は、●●●●年●月●日から●●●●年●月●日までの1年とする。尚、有効期間満了1ヶ月前までに甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

第4条 (紹介手数料)

1. 甲は、乙が紹介した応募者を採用して内定通知書等を提出し、当該応募者が甲へ正社員又は役員等(取締役、常勤監査役等を含む。)として登用(以下、「正社員等登用」という)するに至った場合、人材紹介の対価として、甲と当該応募者間で合意された想定年収の35%(税別)の紹介手数料を乙に対し支払う。
2. 前項の想定年収は、下記の計算式で算出されたものとする。
 - 想定年収=(月額固定給×12ヶ月)+内定通知書又はオファーレター等に記載された賞与想定額+サインアップボーナス等の一時金(名称問わず、入社後1年以内に採用者に一時的に支給されるものを指す)
※賞与の金額記載がない場合は、前年度実績を基準に計算する。ただし、賞与制度導入初年度の場合は、支給予定額(又は支給月数等)を基準とする。
※年俸制の場合は、「(月額固定給×12ヶ月)」を「年俸額(各種手当含む)」と読み替えるものとする。また、年俸が「固定報酬+成果報酬」となっている場合は、「成果報酬」部分については、「期待する業績を達成した場合の成果報酬額」を基礎として計算する。
 - 月額固定給=基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当
※その他諸手当には、通勤手当は含まない。年俸制でも同様とする。
3. 乙が甲に対して紹介した応募者を甲が不採用とした場合、又は、当該応募者が応募を辞退した場合であっても、甲が当該応募者を最後に面談した日から12ヶ月以内に当該応募者と雇用契約ない

し第5条に定める業務委託又はそれに準ずる契約を締結するに至った場合は、応募があった求人に関わらず甲は乙に対し、本条第1項または5条に定める紹介手数料を支払うものとする。

第5条（応募者と業務委託契約等を締結する場合）

1. 甲は、乙が紹介した応募者と業務委託契約又はそれに準ずる契約を締結することとなった場合、以下の各号にしたがって紹介手数料を乙に対し支払う。

(1) 業務委託契約にかかる紹介手数料

甲は、乙に対し、以下の計算式に基づいた紹介手数料(税別)を支払うものとする。なお、本紹介手数料は契約更新後の契約にも適用されることとし、支払期間の上限は最初の契約開始日から12か月とする。

業務委託料(月額)×契約期間(月数)×35%

(2) 業務委託の稼働開始日から1年以内に正社員等登用となった際の紹介手数料

甲は、乙に対し、正社員等登用を行う旨を通知する義務を負い、かつ、以下の計算式に基づいた紹介手数料(税別)を支払うものとする。

本契約第4条に基づいて計算した紹介手数料－(前号に基づいて支払った紹介手数料)

2. 前項各号で定める場合の他、甲は、乙が紹介した応募者を正社員等登用する前に、当該応募者と一時的にアルバイト契約、有期労働契約、その他委任又は請負契約等(契約の名称は問わないものとする。)を締結することとなった場合には、甲乙協議の上「入社日」を確定し、正社員等として登用した場合の想定年収を基準として本契約第4条(紹介手数料)の規定を準用するものとする。

第6条（採用決定者の退職等による返金）

本契約第4条第1項、第5条第2項に定める紹介手数料の発生後、甲に入社した応募者(以下「被採用者」という。)が、入社日から下記の期間内に、被採用者の自己都合に因る退職、甲の就業規則で規定する懲戒解雇となった場合は、下記返金規定に定めるところに従い紹介手数料を乙より甲に返金するものとする。但し、被採用者の責に因らない解雇、甲に起因する退職、その他乙の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。なお、本条は本契約第5条第1項の場合には適用しない。

<返金規定>

- 退職日が入社1ヶ月以内の場合は当該紹介手数料の80%を返金
- 退職日が入社3ヶ月以内の場合は当該紹介手数料の50%を返金
- 退職日が入社6ヶ月以内の場合は当該紹介手数料の10%を返金

第7条（支払方法）

1. 本契約第4条(紹介手数料)に定める対価の支払いは、当該応募者が甲に入社した月の末日締め、翌月末日までに、甲が乙の指定する銀行口座に全額振込むことによって行うものとする。なお当該支払い時に発生する振込手数料は甲の負担とするものとする。ただし、本契約第5条第1項に規定する契約形態の場合には、契約締結以降、毎月末日締め、翌月末日までに支払いとし、毎月の業務委託料については、甲から乙に翌月5営業日までに通達するものとする。
2. 本契約第6条(採用決定者の退職等による返金)に定める返戻金の支払いは、返金規定に基づき、当該事由が発生した月の末日締め、翌月末日までに、乙が甲の指定する銀行口座に全額振込むことによって行うものとする。なお当該支払い時に発生する振込手数料は乙の負担とするものとする。

第8条（個人情報の保護）

甲及び乙は、本業務の遂行に関して応募者の個人情報を取り扱う場合には、次の各項目を遵守するものとする。

- (1) 個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守すること。
- (2) 個人情報の収集・利用・預託・提供を行う場合、その目的を明示し個人情報の主体である個人の同意の下で行うものとし、さらに当該目的以外の目的で利用してはならないものとする。
- (3) 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する等、個人情報を安全に管理するために必要かつ適切な対策を講じること。

第9条（任意解約）

甲及び乙は、やむを得ない事由により、本契約の一部又は全部の解約を希望する場合、解約したい日の30日前までに申し出ることにより、解約できるものとする。

第10条（契約解除）

1. 甲及び乙は、相手方が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができる。

- (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (2) 自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手が1通でも、不渡りの処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (4) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (6) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (8) 本契約に定める条項の違反があり、相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらず、当該期間内に違反状態が是正されなかったとき
 - (9) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 本契約の解除は、解除をした当事者から相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

第11条（秘密保持）

1. 本契約にいう「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示する営業上又は技術上の一切の情報を意味するものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に基づいて取得した一切の秘密情報を、開示する当事者（以下「開示者」という。）の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、かつ本契約に基づく業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとする。
3. 甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「受領者」という。）が前項に違反した場合には、当該違反行為を直ちに停止することを請求できるとともに、発生した損害の賠償を請求することができるものとする。ただし本条による損害賠償の範囲は、現実に発生した通常かつ直接の損害とし、間接損害、逸失利益及び特別損害は含まないものとする。
4. 本契約が終了若しくは解除された場合又は開示者が返還を請求した場合、受領者は、秘密情報を直ちに相手方の指示に従い返還又は破棄するものとする。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当することを受領者が証明することができる情報については、本条に基づく秘密保持義務を負わないものとする。
 - (1) 開示者から開示を受ける前に、受領者が正当に保有していた情報
 - (2) 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - (3) 開示者から開示を受けた後に、受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (5) 受領者が開示者から開示された情報によらず独自に開発した情報
 - (6) 第三者への開示に関して、開示者の事前の書面による承諾を得た情報

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が本条第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲及び乙は、自らが、本条第1項のいずれか一にでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を

喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

5. 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第13条（地位の移転の禁止）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第14条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に基づき免責される場合を除き、その責に帰すべき事由により他方当事者に損害（合理的な弁護士費用を含むものとする。）を与えた場合、他方当事者の損害について賠償の責に任ずるものとする。なお、本条による損害賠償の範囲は、現実に発生した通常かつ直接損害とし、間接損害、逸失利益及び特別損害は含まないものとする。

第15条（存続条項）

本契約が期間満了、解除等により終了した後においても、第4条（紹介手数料）、第7条（支払方法）、第8条（個人情報保護）、第10条（契約解除）第2項、第11条（秘密保持）乃至第17条（協議事項）の定めは、なお有効に存続する。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議事項）

本契約の各項に疑義が生じた事項および本契約書に定めない事項については、信義則および関係法令に基づき、甲乙協議し円滑に解決するものとする。

契約日：20●●年●月●日

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。なお、電子契約で締結する場合には、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

甲：

東京都●●区●●●●

●●●●

●●●●株式会社

代表取締役 ●●●●●●

乙：

東京都渋谷区恵比寿西2丁目9-9

クリスタルスクエア代官山3-B

Staneer株式会社

代表取締役 渡邊 拓哉